

中国の土地所有制度

Land Ownership System in China

符 衛民

FU WEIMIN

要旨 中国では、土地の所有権が国家所有権（全民所有権）と集団所有権（労働者集団所有権）の二種類しか認められず、いわゆる土地の公有制を実施している。中国の土地公有制は、旧ソ連の土地所有制度を見習ってつくられたものであるが、土地の国家所有と集団所有の2種所有制の並存を認める点で、ソ連を代表とする諸社会主義国家の中でも、特徴のある制度である。しかし、参考になる見本がないまま、中国政府が独自に築いてきたこの制度には、農村部における土地の所有、使用及び収用制度に多くの問題が存在している。特に土地の集団所有権の権利主体に関する問題は、もっとも中核的な問題である。土地集団所有権の問題を解決するには、①私有化、②国有化、③国家所有、集団所有、個人所有の並存、④現行制度の漸進的な改革などの改革案が出されている。本稿は、主に土地集団所有制の改革について、中国法学界の論争を考察し、問題の解決方法を探るものである。

中国憲法の第10条は、「都市部の土地は、国家所有に属する。農村及び都市郊外区域の土地は、法律により国家所有に属すると定めるものを除いて、集団所有に属する」と定めている。また、「土地管理法」の第2条は、「中華人民共和国は土地の公有制を実施する。すなわち、全民所有制と労働者集団所有制である」と定めている。つまり、中国では、土地所有権が国家所有権（全民所有権）と集団所有権（労働者集団所有権）の二種類しか認められず、いわゆる土地の公有制を実施している。

「中国の経済は、社会主義公有制経済が主体（メイン）となって、多種の経済形式¹が併存する経済である。土地は再生できない重要な自然資源であり、極めて重要な生産資源である。土地の社会主義公有制は、中国の社会主義経済制度の基礎の重要な部分である。そのため、土地の社会主義公有制を保護することは、中国の各経済形式の主体（メイン）である社会主義公有制経済を保護し、社会主義を保護することにつながる²」と見なされている。

一 中国土地所有制度の沿革

中国の土地公有制は、旧ソ連の土地所有制度を見習ってつくられたものであるが、土地の国家所有と集団所有の2種所有制の並存を認めるのは、ソ連を代表とする社会主義国家の中でも、特徴のある制度であるといえよう。ここでは、中国が今日の制度に至るまでの経緯を4つの段階に分けて振り返り、その歴史的背景を探って見たい。

1 建国前の土地制度

中華ソビエト共和国は、1931年11月7日の建国の際に、「中華ソビエト共和国憲法大綱」を制定した。憲法大綱は、ソビエト国家根本法に倣い、その原則をすべて採用している。

もちろん、土地の所有制度についても、「労働者と農民の利益を保障するため、資本主義の発展を制限し、すべての地主の土地を没収して、農民に無償分配をし、土地の国有化を行う（6条、7条）」というように土地の国有を宣言した。

中国革命は、農村を根拠地として展開され、政権奪取の主な支持者は農民であった。農民が革命を支持した主な理由は、中国共産党が打ち出した農村土地問題の徹底的解決という方針を信用したからである。この点からみれば、革命の成功と農民の支持とは不可分の関係にあり、また、この関係成立の裏には一種の契約関係の存在を見て取ることができる。したがって、社会主義の中国において土地の私有を認めたのは、中国共産党と農民の間で革命時代に締結された政治的契約によるものであり、また、集団所有に帰着したのは政治的に妥協した結果であると理解できよう³。

しかし、こういう過激な政策によって、ソビエト共和国は労働者、農民など無産（プロレタリア）階級からの支持を得られたが、搾取者である豪紳、資本家の権利自由は認められず、彼らの土地と財産はすべて無償没収された。当時の経済命脈を握る資産（ブルジョア）階級に猛反発されて、経済的な困窮に陥った。

その後の中国共産党の延安政権は、中華ソビエト共和国時代の「極左」思想を反省し、経済発展の重要性を認識し、興業するためには、資本階級との連合と私有財産の保護が不可欠であると考え、「生産を発展させ、経済を繁栄させ、公私利益をともに考慮し、労使がともに営利する」という、より柔軟な政策を打ち出した。

1941年5月1日に制定された「陝甘寧辺区憲法原則」は、工業生産と商業流通を発展させ、私営企業を奨励し、私有財産を保護し（11条）、抗日のために闘う地主、資本家、農民、労働者などすべての人民の人権、政治と財産についての権利と言論、出版、結社、宗教、居住、移転の自由を保障するとした。

このように、経済発展のため、共産党に協力する地主と資本家の、土地を含む私的財産の所有を認めた。この政策は、建国後の土地改革と土地所有制度の構築に大きな影響を与えている。

2 建国後の国民経済回復期（1949年～1952年）

この段階においては、主に農地の私的所有化改革が行われた。

1949年に中華人民政治協商会議により制定された「中華人民政治協商会議共同綱領」（当時の臨時憲法）は、官僚資本を没収し、次第に封建・半封建の土地所有制度を農民土地所有制に変え、国家の公共財産と共同組合の財産、労働者、農民、民族・小ブルジョア階級の経済利益と私有財産を保護し（3条）、土地改革により配分された農民の土地所有権を保護する（27条）と定めた。この「共同綱領」は、当時の臨時憲法にあたる。当時は、旧政府と官僚資本家が所有していた土地を没収し国有化したものの、憲法レベルで土地の国家所有と労働者、農民、民族・小ブルジョア階級による私的所有の並存を認めていた。これは、①中華ソビエト共和国時代の経験を鑑み、国民経済を復興するためであり、②「民族ブルジョアジー、都市商工業者、知識人の多くが中国共産党に協力し、新政府に参加したことが新政府の工商業政策および土地住宅政策に大きく作用したからでる」⁴。

1950年6月に、封建的土地所有制を廃止し、土地の農民個人所有制を確立するという目的で行われた土地改革を推進するために、「中華人民共和国土地改革法」が頒布された。

この法律は、新政府が成立後制定された最初の土地関連法である。

「土地改革法」に依って、国営農場や大規模な水利施設等、国に指定されて国有化とされた土地を除き、農村部の土地が無償で農民に配分された。もちろん、農民の土地私的所有も認められた。

しかし、都市の郊外の土地については、同年11月に制定された「都市郊外土地改革条例」により没収、収用した農地はすべて国家所有とし、土地のない、または少ない農民に配分されたのは国家所有地の使用権のみであった。

3 社会主義的改造期（1953年～1977年）

1954年に、中華人民共和国の第1部憲法—通称「五四年憲法」が制定された。この憲法は、社会主義的改造を国家の基本任務とし、土地を含む生産手段の所有制に対する社会化も明記された。これによって、全国的に土地所有形態の社会主義的改造が進められた。

1953年末から、農村部においては、農業の「共同化」運動が行われた。共産党の指導に基づき、農民は初級農業合作社と呼ばれる共同生産組織を形成した。初級農業合作社の構成員である農民は、自己所有の土地で入会し、集団的に作業を行い、収益が土地の所持比率に従って配分される。ただし、土地の所有権はまだ元の所有者にあるとする。次に、1956年初級農業合作社は高級農業合作社に発展した。高級農業合作社において、構成員である農民の土地が集団所有になり、収益は土地の所持比率に従って配分されずに、労働に応じて配分されることになった。さらに、1958年高級農業合作社を人民公社とした組織改造が全国的範囲で展開された。数ヶ月のうちに、74万の農業合作社は2万6千の人民公社に編成させられた。もちろん、土地の所有権は人民公社に属すとされた。これで、農村部土地の集団的所有制度が確立された。

また、都市部においては、1955年に中国共産党中央委員会が公布した「現在の都市私有家屋の基本状況及びその社会的改造に関する意見」によって、すべての土地は国有化とされた。

4 改革開放期（1978年～現在）

1982年に制定された現行憲法の第10条は、「都市部の土地は、国家所有に属する。農村及び都市郊外区域の土地は、法律により国家所有に属すると定めるものを除いて、集団所有に属する」と定めている。また、1986年に制定された「土地管理法」の第2条は、「中華人民共和国は土地の公有制を実施する。すなわち、全民所有制と労働者集団所有制である」と定めている。

改革開放前の計画経済の下では、土地の所有権と使用権の「分離」、及び土地の譲渡が許されず、土地が企業に無償かつ無期限に使用されていた。いわゆる所有権と使用権の「分離」というのは、土地の使用権が所有権から離脱して単独に存在することである。つまり、土地の使用権が認められないから、土地の使用者は自分の意思に基づいて土地を使用することができない。企業や、労働者は土地を使用する際、所有者の意思を服従しなければならない。実際、土地は企業や労働者にとって自身の利益を実現するための財産ではなく、ただ国家の下した任務を完成するために必要とする生産手段の一つに過ぎなかった。このような土地制度は、①土地の合理的な配分、②土地の効率的な使用を妨げている⁵。

特に、改革開放後、市場経済の発展に伴って、上記の制度の弊害はさらに深刻化になった。この問題を解決するために、1988年に憲法改正と土地管理法の改正が行われ、土地の所有権と使用権の「分離」を認める土地使用権制度が設けられた。土地使用権制度によって、都市部における国有地の使用権に有償譲渡が認められ、また農業に供する国家所有地及び農村集団所有の土地に対して農業労働者の請負権が承認された。

二 現行の土地所有制度について

1950年の「共同綱領」（＝臨時憲法）にも、1954年の最初の憲法にも農村部の土地およびその他の生産手段となる財産の私有が広く認められていたが、1975年憲法で初めて土地と生産手段の所有制に制限が加えられ、国家所有と集団所有のみに限定された。現行1982年憲法は、所有制について上記の75年憲法の限定を受け継いだが、88年、93年、ないし1999年の改正を経てさらに多くの内容を盛り込んだ土地所有権の二重構造が形作られた⁶。

（一） 土地の国家所有権

土地の国家所有権とは、国家が、法律に基づき、国家の土地を占有、使用、収益及び処分する権利をいう⁷。中国法学界では、国家は公法上の主体であると同時に私法上の主体でもあると見なされている。政治実体として、国家は行政権などの公的権利を行使することができるが、私法上の主体として、国家は一般民事の当事者と同様に自己の財産を管理・処分することができる。それゆえ、国家土地所有権は、まず国家が享有している民事的権利であり、民法の調整を受ける。このような民事法律関係の中で、国家はその他の民事主体と平等な法的地位を有し、国家土地所有権は他の民事主体の権利と同様に法律に保護される⁸。

1 権利の主体

中国では、「土地の国有の実質は全人民所有である」とみなされている。土地の国家所有権、すなわち全民所有権の実質は、「人民全体が自分の国家を通じて、自らの土地を占有、使用、収益及び処分する権利である」。それゆえ、「土地の国家所有権の主体としては、全体の人民の意志と利益を代表する国家しかありえない⁹」。つまり、①国家は人民の委託により全体人民を代表して、この権利を行使すること、②中央人民政府である国務院は、国家所有権の唯一の代表であること、③各地方政府は、国務院の授権によって国家を代表して所有権を行使することである。

2 土地の国家所有権の内容

国家所有権は、主に①占有権、②使用権、③収益権、④処分権から構成されている。ただし、国有地の処分権は、憲法第10条及び土地管理法第2条2項の国有地の売買、譲渡禁止規定により、規制されている。すなわち、国有地は永遠に国家所有であり、国家が国有地の所有権を譲渡することも、放棄することもできない。譲渡ができるのは、所有権の保留を前提とする土地の占有権、使用権、収益権に限られている。

3 国家所有土地の範囲

憲法の第10条、「都市部の土地は、国家所有に属する」と定めている。また、土地管理法第8条は、「都市市街区域の土地は、国家的所有に属す」と定めている。しかし、都市部土地範囲の区画は、都市の行政区分を基準とするか、それとも都市開発の完成度を基準

とするかといった問題について、現行の法律は明確に規定していない。これに対して、通説は、「わが国において、多数の都市の行政区内に農村区域及び都市郊外地が多く含まれていることを鑑み、憲法第10条の立法本意、及び土地管理法第8条の「都市市街」という限定的な言い方に従い、解釈上、都市開発完成区域を基準とするべきであるとする¹⁰。

また、都市以外の土地でも、①国家所有の企業、エネルギー、交通、水利施設等が占有する土地、②国家所有の文化、衛生、教育等の公共施設が占有する土地、③軍事用地、④未開発地、⑤そのほか集団所有土地と認定されていない土地が国有地である。

4 問題点

現行憲法にある土地の国家所有＝全人民所有という概念には以下の二つの問題がある¹¹。

- ① 土地所有の二元的構造からここに言う「全人民」には農民が含まれていないと解すべきであるため、「全人民」は正確な概念とはいえない。
- ② 「全人民」の所有権の行使については、現行法では国務院となり、現実には国土資源部が関係業務を統轄しているが、土地使用権設定により得た収入の分配は、時代と共に地方独占から地方と中央とで7対3の分配へとという経緯を辿ってきた。財産の使用収益による利益は所有権者に帰属し、それ故に所有権者は自己の所有物を相応の注意を以って管理するインセンティブを有する。ところが「全人民」という極めて抽象的かつ曖昧な所有権者概念のもとでは、実際の財産の管理者に、そのようなインセンティブが働くのか疑問である。土地資源の効率的な活用のために、今後は、この全人民所有を中央政府所有と各地方政府所有など具体的に明確化する必要があるように思われる。

（二） 土地の集団所有権

土地の集団所有権とは、労働群衆集団が、法律の範囲内で、自分の土地を占有、使用、収益、処分する権利をいう。土地の集団所有権に従って、土地はいかなる集団組織の中の個人的所有にも属さず、集団組織の構成員の共有にも属さず、集団の組織全体の所有に属している。労働群衆集団の所有地は分割してはならず、集団組織の人員の変動があっても所有権に何の移転をも引き起こさない¹²。

1 権利の主体

集団所有権は、全国範囲に統一の主体がなく、憲法10条が「集団所有」と規定したにとどまった。民法通則第74条第2項は、集団所有の土地法律に依って村農民の集団所有に属するとし、村の農業生産合作社等の農業集団経済組織あるいは村民委員会が管理・経営する。すでに、郷（鎮）¹³の農民集団経済組織の所有に属するものは、郷（鎮）農民の農民集団に属する。ここで、民法に所定されている土地集団所有権の主体は、「村農民集団」および「郷（鎮）農民集団」の二種類である。しかし、土地管理法第10条及び農業法第11条は、村農民集団所有の土地が、すでに村内の二つ以上の農業集団経済組織のそれぞれの所有となっている場合は、当該農業集団組織の農民集団所有とすることができると定めている。この条項に依れば、「農業集団経済組織」も土地集団所有権の主体になりうる。つまり、集団所有権の主体は、「村農民集団」と「郷（鎮）農民集団」、及び「農業集団経済組織」の3種類がある。しかし、各法律は、農民集団が如何に組織・構成されるのかとい

う問題について、明確に定めていない。

2 権利の内容

集団所有地の所有権者は、土地に対する占有、使用、収益、処分の権利を有する。しかし、労働者集団の土地所有権は、完全な所有権ではなく、その使用権と処分権が次のように制限されている¹⁴。

- (1) 集団所有地の使用は、国家の農業政策、耕地保護政策に従わなければならない。集団所有の農地は、農業生産にしか使用することができないものである。実際、土地管理法の土地用途管理制度は主に農地保護を目的とするために設けられたものである。
- (2) 土地の集団所有権の占有、使用及び収益権は、土地の使用権の形で有償あるいは無償にて個人あるいは企業に授与することができる。ただし、その集団の構成員またその集団が興した企業に限る。
- (3) 集団所有の土地は譲渡することができるが、収用によって国家に譲渡することしかできない。
- (4) 集団は土地の所有権を放棄することができるが、この場合は、土地の所有権が自動的に国家所有となる。

3 集団所有権の問題点

(1) 法的人格の不明確

集団所有権の主体である集団組織は、法人であるか、非法人団体であるか、いわば集団組織の法的人格については、現行法律上及び法政策上において何にも規定されていない。このほか、構成員である農民と集団所有権の間における法律関係についても何ら規定が置かれていない。このため、次のような事件が実際に起こった。ある地方の農民が、勝手に土地を売却してしまったという理由で村長を告訴したが、その原因は、村長が農民の基本生活の需要を考えずにこっそり土地を売却したことであった。農民は土地を保全するため、その土地を取り戻すことを要求し、人民法院に提訴した。その結果、法院は農民が土地に対して直接の権利を持たないという理由で農民の訴えを却下した。

(2) 権利主体の解体

集団所有の本来の意味は、集団全員の共同所有である。しかし、現在多くの地域では、農民の集団経済組織もすでに解散し、あるいは名は残っていても実は亡びており、農民は集団所有権行使の組織形式や手続きを欠き、………いわゆる地方では郷・村幹部の小集団所有となり、甚だしきは、郷・村幹部の個人所有となっているものもある。………ある地方は郷・村幹部は一代地主ボス、土豪劣紳（土地の独占者）に変身したといわれている。このような実態をふまえて、土地集団所有権は「虚有の権利（見せかけの権利）」にすぎないとか、その主体は「空席（虚位）」だとする説もあり、現実には即した検討が課題となっている¹⁵。

(3) 土地集団所有権の内容不完全と耕地の流失

前に述べたように、土地集団所有権—特に処分権は厳しく規制されており、集団所有の土地は収用による国家所有以外は許されていない。このような一方通行的な移転方法の実施によって、集団所有地の範囲が減ることに伴い、耕地の大量流失が社会的な問題になっている¹⁶。

(4) 改革への提案

現行の集団所有制度に対して次の通りの改革方法が提案されている。

① 集団所有地を完全に私有化

農村土地集団所有権制度を取り消し、農村に現有する土地の所有権を農家に配分する。土地は私有不動産として、抵当・継承・贈与・譲渡することを認め、その価額は市場メカニズム及び売買双方の商談によって決められる。この改革案の出発点は、農民に土地所有権という最も強固な権利を与えることであるので、理論上は正しいものと思う。しかし、まず、土地公有制は中国の政治制度の合法性を維持する基準のひとつであり、旧ソ連と同じく現存の政治制度を完全に廃止しない限り、中国社会は土地の私有化制度を受け入れることができないであろう。次に、農民自身に集団所有に対する信仰がまだ根強く残っている。実際、ある8ヶ県（日本の市に当たる）の800世帯の農民に対するアンケート調査によれば、自分が土地の所有者であると思う人は2.5%にすぎず、土地の所有者になることを希望する人は13.6%に過ぎなかった。それゆえ、共産党が政権を執っているかぎり、または中国の農民が集団所有制に対する信仰を棄てないかぎり、中国では土地の私有化を実施することがはきないであろう¹⁷。このほかに、土地の私有化に当たって、土地の再配分をしなければならないので、社会に大きな震動を与えることになり、リスクが大きすぎるのか¹⁸、将来、土地の合併に伴って土地の寡占は避けられないし、また耕地流失も加速するのではないかというような批判が多数ある¹⁹。

② 国家所有、集団所有、個人所有の並存を認める

農村部の土地に対し、国家所有、集団所有、個人所有の並存を認める改革案の本意は、国有化や私有化など異なる主張を調和することにある。しかし、この改革案には、農村部の土地を如何に国家、集団、個人といったそれぞれの権利主体に配分するか、また異なる権利主体の間の権利衝突を如何に解決するかという二つの難題に直面せざるをえない。「国家、集団、個人の三者の間における土地権利をめぐる争いの中では、個人は弱者であるため、結局のところ、農民は利益紛争の犠牲者になる可能性が高いのではないか²⁰」というように、この提案はほとんどの学者に否定されている。

③ 現在の集団所有制度を維持し、漸進的な改革を行う：

これは、既存の土地集団所有権制度について、以下の点を中心に改革を推進するという提案である。

第1に、農民集団組織（集団土地所有権主体）の構成を改革する。多くの学者は、現行法律に用いられる「農民集団」と「集団経済組織」という用語は、異なるものを指すと指摘している。前者は、集団の土地の所有権を有する唯一の組織であり、後者は、不特定の経済実体である。経済組織の財産に限っては所有権を有する。この二つ概念を混同したことが、集団土地所有権の問題のキーポイントである。この問題を解決するには、まず、「民法通則」を改正する、あるいは民法典を制定する際、「農民集団組織」は集団土地所有権の主体であり、法人格を有すると規定する。次に、現在の「郷（鎮）農民集団」、「村農民集団」及び「農業集団経済組織」の三種類の集団所有主体を農民集団所有あるいは村民委員会範囲内の全体農民の共同共有に改める²¹。

第2に、土地集団所有権の概念を再定義する。現在、中国の法学界は集団土地所有権の性質に関しては、(a)集団土地所有権は「集団経済組織」に属する所有権である、(b)わが国の集団所有権は新型の「総有」であって、集団構成員は集団財産（土地）に対して占有、

使用及び収益権を有し、しかも法律にしたがって平等・自由の原則に基づいて所有権を行使するものである、(c) 集団所有権は「個人化」と「法人化」の契合であり、集団財産（土地）は集団組織の法人的所有にし、そして集団の構成員には集団財産に対して株主権あるいは社員権を与える、とする三つの見解に分けられている²²。(a) 説が通説となっているが、近年、(b) 説が有力説として注目されている。いわゆる新型総有というのは、従来のゲルマン法上の総有にある（i）多数の人と彼らが形成した団体が一つの所有権を共有する、（ii）所有権の行使は団体の制約を受ける、（iii）団体利益を優先する、（iv）構成員は総有財産を分割・相続・譲渡することができない、などの特徴を継承し、さらに、（i）構成員はその団体の依頼にしたがって総有財産に対して、占有・使用・収益・処分の権利を行使する、（ii）構成員は団体の財産に対して請負経営権などの総有財産を使用し得る権利を享受する資格、並びに公共福祉を享受する権利を有する²³といった新しい内容を加えたものである。

④ 集団所有の土地を完全に国有化する

上記の土地集団所有権に対する漸進的な改革は、「虚有の権利（見せかけの権利）」にすぎないとか、その主体は「空席（虚位）」であるなどの問題を完全に克服することができないと指摘されている。また、中国農村部ではすでに土地家庭請負経営権という土地の使用権制度を実施している現状をかんがみ、集団の土地を国有化し、同時に農民（及び一部の地域の農民集団）に永佃権（永小作権）を賦与するという改革案は、中国の実情にもっともふさわしいものであろう。

国有化によって、国家が農民に土地使用権を与え、そして税金及び使用料を徴収するというようにし、両者が直接の賃借関係になるので、まず、農村幹部が土地を利用して、不正行為をする現象の克服ができる。次に、永佃権（永小作権）制度は、現在すでに実施している土地「請負経営権」制度と矛盾していないので、社会に対する影響も少ない。

終わりに

中国の都市部における土地国家所有制および国有土地使用権制度は、香港などの先進国家や地域の制度を参考にして設けられたものであるから、おおむね合理的な制度であるといえよう。しかし、農村部の土地の集団所有制度は中国の独特な制度であるので、参考になる見本がないまま、中国政府が独自に築いてきたものである。農村部における土地所有、使用及び収用制度には多くの問題が存在しており、特に土地の集団所有権の権利主体に関する問題は、もっとも中核的な問題である。

この問題を解決するために、前述の改革案が出されているが、①と②の改革案は土地の私有化を認めるものである。土地の私有化は、まず、憲法第10条の土地公有制に違反しているので、憲法を改正しない限り、許されないことであろう。また、土地の公有制は社会主義公有制のもっとも重要な基本制度であるので、土地私有化の承認は社会主義公有制の性質を変えることになるのであろう。したがって、この二つの改革案は既存の社会主義政治・経済制度と相容れず、中国の現状に相応しくないものであると思う。

③の既存制度に対する漸進的改革と④の国有化する改革案は、中国の社会主義公有制を維持するものである。中国法学界では、国有化する改革案は、単に理論上の立場からいえば、集団所有の諸問題を完全に克服することができ、中国の社会主義公有制の進展にも大

きく貢献することができるので、この改革案は最も理想的ではないかと認められている。しかし、現実では、全国的な土地国有化は、社会に震動を与えることが避けられず、リスクが高いとか、当事者である農民は国有化によって土地を失うことになるので、彼らはそれを受けいられるかどうかといった問題が残されている。

③の漸進的改革案は、農村部の土地所有権問題を根本的に解決することができないという欠点があるものの、もっとも穏やかで社会的安定性のある改革案として広く支持され、現在、通説となっている。中国の農村土地所有制改革において、一体なぜ理論上にもっと理想的な国有化改革案を選ばないのかについて、王衛国教授は、「我々は、まず考えるべきものは、単なる学者としての学術研究にたいする追求や完璧化ではなく、国家の運命や人民の福祉」であり、「現時点での農村土地改革は、農民の既存利益を承認し、農村部の社会安定を保持するうえで、しだいに推進し、数段階で実現していくべきである」²⁴というように指摘している。

改革開放政策を実施している中国では、今、いろいろな改革が行われており、各種利益の調整は非常に複雑なことである。ここで、最優先に考慮すべきことは、社会の安定性であると考えられている。確かに、社会の安定性を配慮することは今後中国の立法または法改正にとって、大きな課題となっている。しかし、これは決して改革を拒む口実になってはならないと思い、国家のためでも、国民のためでも、将来、根本的な改革を行うことが望ましい。中国の土地所有制度改革は、第一步を踏み出したに過ぎない、これからの道のりは長くて険しいと思う。

（ふ・えいみん 本研究科博士後期課程）

¹ 多種の経済形式というのは、国家所有性経済、集団所有性経済、労働者個人経営経済及び私有経済のことである。

² 王家福・『中国の土地法』（成文堂・1996年）第28ページ

³ 渠涛・「中国における土地の所有と利用をめぐる法の変容」中国法学 HP (<http://www.iolaw.org.cn/showarticle.asp?id=209>)

⁴ 小田美佐子・『中国土地所有権と所有権』（法律文化社・2002年）第36ページ

⁵ 王衛国・『中国土地権利研究』（中国法政大学出版社・2003年）第59ページ

⁶ 渠涛・前掲論文

⁷ 王家福・前掲書・第30ページ

⁸ 王小莉主編・『土地法』（法律出版社・2003年）第50ページ

⁹ 王家福・前掲書・第30ページ

¹⁰ 王衛国・前掲書・第76ページ

¹¹ 渠涛・前掲論文

¹² 王家福・前掲書・第32ページ

¹³ 郷（鎮）とは、中国農村部の最下位の人民政府行政機関である。日本の「市町村」の「村」にあたる。

¹⁴ 王衛国・前掲書・第114ページ

¹⁵ 小田美佐子・前掲書・第53ページ

¹⁶ 常健・「試論我国農村集団土地所有権制度的完善」・不動産縦横・2001年第1期を参照

¹⁷ 魏衍亮・「中国農地産権制度の変革」・を参照

¹⁸ 周天勇・「農村土地制度改革の模式比較と案選」・中国宏観経済信息网 HP (<http://www.macrochina.com.cn/zhtg/20040226061519.shtml>)

¹⁹ 王衛国・前掲書・第106ページ

²⁰ 王衛国・前掲書・第108ページ

²¹ 肖方揚・「集団土地所有権的欠陥及完善対策」・中外法学・1999年第4期

²² 温世揚・「集団所有土地諸物権形態剖析」・法制与社会発展・1999年第2期

²³ 温世揚・上掲論文

²⁴ 王衛国・前掲書・第110ページ